

# 2014年南アフリカ改正入管法に係る 赴任者・駐在者ビザアップデート情報

2014年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ヨハネスブルク事務所

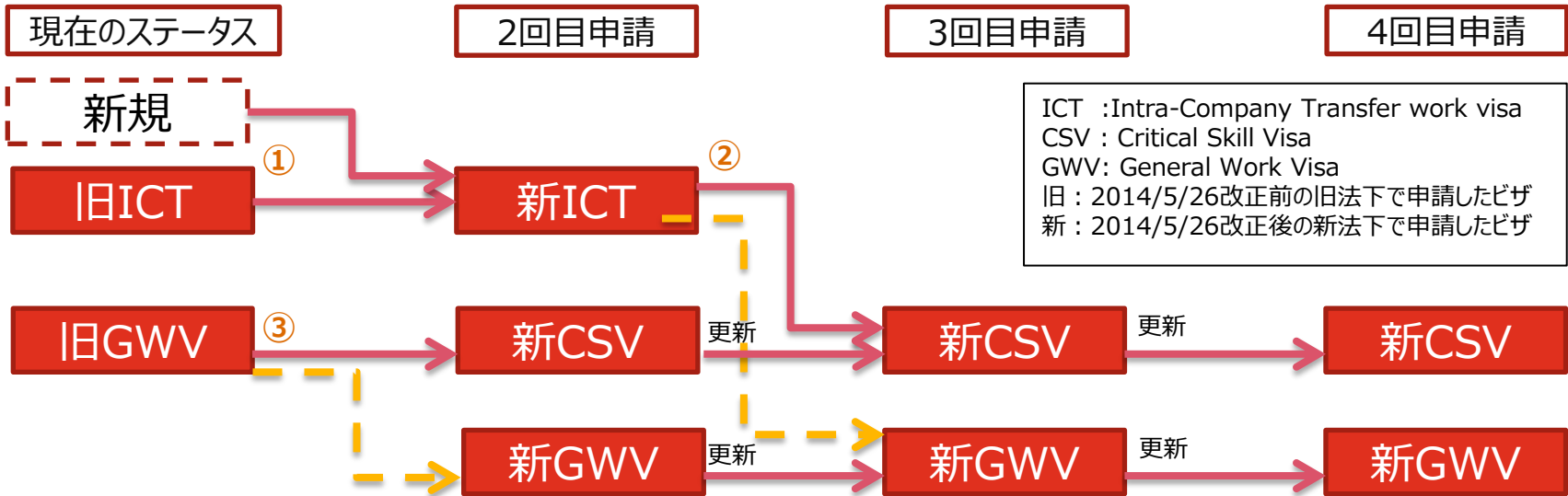
## 本報告書の利用についての注意・免責事項

- 本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヨハネスブルク事務所がリテイン契約を結んでいる現地会計事務所 PriceWaterHouseCoopers Inc.（以下、PwC）に対し、南アフリカの改正入管法およびビザに関する内容について、作成委託したものです。本報告書は、2014年11月現在、入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した内容はPwCの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。
- ジェトロおよびPwCは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失的損失、あるいはその他の原因に基づいて生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびPwCがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ヨハネスブルク事務所  
E-mail：SUY@jetro.go.jp

# 1. 推奨取得パターン



ICT : Intra-Company Transfer work visa  
 CSV : Critical Skill Visa  
 GWW: General Work Visa  
 旧 : 2014/5/26改正前の旧法下で申請したビザ  
 新 : 2014/5/26改正後の新法下で申請したビザ

- ① 新規 / 旧ICT ⇒ 新ICT
    - ・申請前の日本法人での6カ月間雇用と、無犯罪証明書（18歳以上で12カ月以上滞在した全ての国が対象）が必要となった。
    - ・2014年10月下旬に発行された内務省の省内通達により旧ICT保有者による新ICTの申請が認められた。
  - ② 新ICT ⇒ 新CSV / 新GWW
    - ・特定技能（内務省が定めたリスト）を有する場合には、新GWWより事務手数が少なく所要期間が短い新CSVの取得がお勧め。
    - ・特定技能に当てはまるかは、学歴（含む履修科目）・職歴・業務経験等によって判断される。
    - ・エージェントが行う無料の簡易アセスメントなどを利用して、早めに新CSVの申請が可能か確かめておくとよい。
    - ・2014年10月下旬に発行された内務省の省内通達により手続が一部簡素化され、専門家団体からの推薦状が不要となった（専門家団体登録は必要）。
    - ・特定技能に当てはまらない場合は、新GWWを申請。詳しくは下記③を参照。
  - ③ 旧GWW ⇒ 新CSV / 新GWW
    - ・特定技能（内務省が定めたリスト）を有する場合には、新GWWより事務手数が少なく所要期間が短い新CSVの取得がお勧め。詳しくは上記②を参照。
    - ・特定技能に当てはまらない場合は、新GWWを申請。新GWWの申請には、求人広告や労働省の証明取得等約半年程の準備期間がかかるおそれがある。
    - ・旧ICT/旧GWW保有者に対して、新GWWの申請手続の一部（求人広告・労働省の証明等）を免除する書類(Waiver letter)が発行された例がある。ただし、申請が認められるかは当局の裁量によるため、必ずしも発行されるものではない。
- 主申請者の配偶者およびご子息  
 ・配偶者およびご子息は、基本的にビザを申請。ただし、ご子息が南アフリカにて就学される場合は、スクールビザを申請。

## 2. 改正入管法における赴任者向けの主なビザの種類

		新ICT	新CSV	新GWV	ビクターズビザ (主に配偶者向け)	スタディービザ (就学者向け)
期間 (最長)		4年	5年	5年	原則3年 (ただし、当局の裁量により主申請者と同年数が発行されることがある)	全就学期間 (18歳未満は親の滞在が必要)
定義		日本法人との雇用契約に基づき現地法人出向者に発行されるビザ	特定技能 (内務省が定めたリスト) を有する現地法人社員に発行されるビザ	一般労働者として現地法人社員に発行されるビザ	主申請者の配偶者等に発行されるビザ	就学している方に発行されるビザ
雇用契約		日本法人	現地法人	現地法人		
条件		申請前に日本法人に6か月間以上雇用されていた	特定技能を有する	所定の手続 (求人広告・労働省の証明) を経る	主申請者の配偶者 主申請者の子息 国際学校教師 フィルム関係者等	南アフリカで就学する
申請場所		日本のみ	日本または南アフリカ			
申請日	日本	旧ビザの期限切れ後 (期限切れ前の申請も可、ただし旧ビザの残余期間 (申請日から期限までの日数) は消滅する)				
	南ア	旧ビザの期限切れ60日以上前 (当局事務処理期間を踏まえた60日よりさらに前の申請が望ましい)				
注意すべき申請書類		無犯罪証明	無犯罪証明 SAQA証明 専門家団体登録	無犯罪証明 SAQA証明 労働省証明	無犯罪証明	無犯罪証明 学校からの入学許可書 南アフリカの健康保険 (日本申請では海外包括保険も容認)
申請書類準備期間 (目安)		1か月	1~3か月	3~6か月	1か月	1~2か月
当局事務処理期間 (目安)	日本	14営業日	14営業日 +本国確認	14営業日 +本国確認	14営業日 (主申請者と同時)	14営業日 (主申請者と同時)
	南ア		3か月	半年以上	1~3か月	
注意事項		新ビザが発行されずに旧ビザの期限切れを迎える場合、期限切れ前に必ず南アフリカを出国すること 期限切れ後に出国すると次回入国禁止 (期限切れ後滞在30日未満1~2年、30日以上で5年間) になる可能性がある				